

# 福岡県公報

令和 6 年 3 月 12 日  
第 478 号

## 目 次

### 告 示 (第139号 - 第141号)

○自動車専用道路の指定	(道路維持課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
<b>公 告</b>		
○介護保険法に基づく指定市町村事務受託法人の事務所の廃止	(介護保険課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	6
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	8
○介護医療院の許可	(介護保険課)	10
○指定介護療養型医療施設の辞退	(介護保険課)	10
○介護医療院の許可	(介護保険課)	11

○介護医療院の許可	(介護保険課)	11
○指定介護療養型医療施設の辞退	(介護保険課)	11
○介護医療院の許可	(介護保険課)	11
○指定介護療養型医療施設の辞退	(介護保険課)	11
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	12
○建設業の許可の取消し	(建築指導課)	13
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	13
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13
○落札者等の公示	(情報政策課)	13
<b>公安委員会</b>		
○交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部地域総務課)	14
○指定講習機関の名称等の変更	(警察本部運転免許試験課)	14
○指定講習機関の名称等の変更	(警察本部運転免許試験課)	14
○指定講習機関の名称等の変更	(警察本部運転免許試験課)	15
○指定講習機関の名称等の変更	(警察本部運転免許試験課)	15
○指定講習機関の名称等の変更	(警察本部運転免許試験課)	15
○技能検定員審査の実施	(警察本部運転免許試験課)	15
<b>雑 報</b>		
○公営住宅等の管理の代行	(県営住宅課)	17
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	18
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	18
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	19
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	19
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	20
○西日本宝くじの発売	(財 政 課)	21

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……21

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……22

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……22

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……23

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……23

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……24

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……25

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……25

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……26

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……26

○西日本宝くじの発売 (財政課) ……27

**告 示**

**福岡県告示第139号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、自動車のみ的一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	指定する道路の部分	指定する期日
久留米	鳥栖朝倉線	小郡市福童1299番4先から 小郡市福童1611番1先まで	令和6年3月15日

**福岡県告示第140号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
久留米市山川町字妙見谷574の1、574の7、574の8、590、594の1、字鶴ヶ城806の2
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字妙見谷590（次の図に示す部分に限る。）、字鶴ヶ城806の2（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第141号**

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市杷木志波字道目木2571の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字道目木2571の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公告

## 公告

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の3第1項の規定に基づき、指定市町村事務受託法人から廃止の届出があったので、同令第11条の6第2号の規定により次のように公示する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 事務所の廃止

事務所の名称	所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ヘルスアンド ライツサポートうりずん	直方市知古一丁目6番48号	令和6年3月31日

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ツルハドラッグ久留米合川店

(2) 所在地 久留米市合川町77

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
特にありません

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 コストコホールセール小郡倉庫店

(2) 所在地 小郡市上岩田字杉山788番5外90筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡

中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) 古賀花見東店舗計画

(2) 所在地 古賀市花見東四丁目1923番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- ・当該計画地に接する国道495号及び市道花見左谷線は通学路となっているため、登下校時に関わらず児童や歩行者の安全対策を求める。
- ・当該計画地に接する国道495号及び市道花見左谷線付近は恒常的に渋滞が発生する場所であるため、駐車待ちや出庫による渋滞ができないよう交通整理の対応を求める。
- ・国道495号側の入出庫については、左折入出庫とすることとし、敷地内に看板等を設置することによる注意喚起や警備員等の配置による対策を求める。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 コストコホールセール小郡倉庫店

(2) 所在地 小郡市上岩田字杉山788番5外90筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

ア 搬出入車両と登下校している小・中学生との交錯を極力なくすために、時間帯

への配慮、搬出入時の誘導員の設置等適切な措置を講じること。

イ 来客が集中する時期においては、経路設定に基づく案内、誘導を的確に実施するとともに、生活道路への進入防止に努めること。

ウ 駐車場内において、方面別の退出案内を示したプラカード等による誘導を併せて実施すること。

エ 交通事故防止及び交通渋滞解消における対策を最大限に講じること。

オ 店舗への出入り方法が左折イン・左折アウト形式となっており、店舗前で右折入店ができないことから、来店車両が迷って店舗周囲道路を周回される事態やUターン等危険な走行を行うことが想定されるため、来店者に対し店舗までの道路経路の周知を徹底し、円滑な交通となるよう努めること。

また、上記の事象等により開店後、市道10号線（店舗北側の市道）西方からの来客車両により、市道10号線の交通渋滞が継続的に発生する場合、開発行為者の負担にて右折レーンの設置も検討対象に含めた有効な対策を講じること。

なお、市道10号線小郡IC北交差点方向から店舗出入り口の間に交通渋滞が継続的に発生する場合は、開発行為者の負担にて左折付加車線の設置も検討対象に含めた有効な対策を講じること。

カ 来客者車両が市道30号線から出入りできないよう敷地内にバリカー等を設置し対策を講じること。

キ オープン後、一定期間が経った平時に、市道10号線において交通渋滞が継続的に発生する場合は、事業者が交通量調査を実施し、交通対策に係る必要な対策について関係機関と協議を行い、有効な対策を講じること。

ク オープン当初や正月・クリスマス等のイベント時は、多くの来店者が想定されるため、会員に対し事前に混雑をさけてもらうための配慮を促す情報提供を行うなど、店舗周辺の交通に影響が生じないように対策を講じること。

ケ 店舗周辺の道路は通学路が多く存在することから、店舗物品の搬出入に係る車両について、店舗付近での通行時は特に安全運転に配慮すること。

コ 市道30号線沿いの搬出入は、平時において一般車両の通行利用が顕著となった場合、小・中学生の通学路であることから、安全対策の一環として、搬入口の閉鎖を検討すること。

## (2) 歩行者の通行の利便の確保等

なし

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

ア 段ボール等の紙製廃棄物のうち再生利用できるものは、リサイクルするよう努めること。

イ 生ごみ等の食品廃棄物のうち再生利用できるものは、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）を踏まえ、リサイクルするよう努めること。なお、小郡市外の登録再生事業者に依頼する場合は、市に事前に相談すること。

ウ 上記のほか、廃油、魚滓等再生利用できるものは、小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成10年小郡市条例第13号）の趣旨に則り、リサイクルするよう努めること。

エ プラスチックごみ削減のため、紙やバイオプラスチック等を用いたパッケージやカトラリー等の利用促進に努めること。

オ 市指定ごみ袋・粗大ごみシールの販売、食品トレー容器のリサイクル回収、古紙再生品（七タロール、おりひめティッシュ）の販売に協力すること。

## (4) 騒音の発生に係る事項

ア 室外機、荷捌き作業、駐車場等の騒音に留意し、苦情が発生した場合には誠実に対処すること。

イ 自動車のアイドリングストップを呼び掛けること。

ウ その他、近隣住民より環境公害に関する苦情が発生した場合にも迅速に対処すること。

## (5) 廃棄物に係る事項等

ア 事業活動によって生じる廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の種類に応じて、事業者自らの責任において適正に処理すること。一般廃棄物については市の許可業者、産業廃棄物については都道府県の許可業者に依頼すること。

イ 廃棄物保管施設の容量については、廃棄物処理施設や収集業者等の休日等により、数日間の保管が必要となる場合があることから、その状況に対応できる施設容量とすること。

ウ 周辺の景観を損なうことがないように、駐車場を含む敷地内に不法投棄されないように、常に整理整頓を心がけるとともに、ごみが周辺に散乱することのないように事業者自身で対策を講じること。

エ 廃棄物保管施設とその周辺を清潔に保ち、ごみ収集作業の支障となる場所に車両等の障害物を放置しないよう努めること。

オ ごみ収集に起因し、生じる利害関係者等の紛争は、全て事業者の責任のもと解決すること。

カ GSについて、油の流出など周辺環境に影響が生じることがないように対策を徹底すること。

## (6) 街並みづくり等への配慮等

ア 都市計画法の手續きに関し、関係機関、地元と十分協議を行うこと。

イ 多目的広場と位置付けているスペースにおいては、行政が提案するイベントなど、多様な利活用が実施できるよう協力をお願いしたい。

## (7) 防災・防犯対策への協力

ア 災害協定の締結による地域の防災体制強化への協力をお願いしたい。

(ア) 大規模災害時における物資の供給

(イ) 大規模災害時における燃料の優先供給

(ウ) 大規模災害時における帰宅困難者の受入れ

(エ) 災害時における一時避難場所

(オ) 災害時における車上避難者、浸水域居住者の車両退避の受入れ

イ 施設内（駐車場、店舗外壁等）の照明の点灯、防犯カメラ等の設置による防犯体制への協力をお願いしたい。

ウ 小中学校通学路に面していることから、児童・生徒の安全確保、避難場所としての受入れ体制の構築をお願いしたい。

## (8) その他

ア 「小郡市ゼロカーボンシティ宣言」の趣旨を尊重し、小郡市における脱炭素社会の実現に向けた取組を推進すること。

イ 大規模小売店舗立地法に係る住民説明会で出された意見については真摯に受け止め、その対応の有無等、必要に応じ関係機関と協議・調整を図ること。

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大野城市中二丁目896番8及び896番15から896番55まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市博多区博多駅前三丁目5番7号  
西日本鉄道株式会社  
代表取締役 林田 浩一

**公告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市大板井字北島口1126番1及び1126番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
久留米市山川町147番地3 クローバー岡B2号  
伊藤 和則、伊藤 聖美

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

#### (1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（434円切手を貼付した長形3号封筒）

#### (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

#### (3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和6年4月8日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

#### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和7年9月末日までとする。

#### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和7年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約事項の名称

各戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務

## (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

## (3) 契約の期間

契約締結日から令和7年5月31日まで

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月12日福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格申請書に必要な事項を記入の上、令和6年4月8日（月曜日）までに次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウン

ロードすることにより入手することができる。

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和6年5月1日（水曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	05	運送	AA又はA
13	11	その他	AA又はA

## (2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

## (3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、世帯への配布とする。

イ 同程度の基準は、1万世帯以上への配布とする。

## (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

## (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102（ダイヤルイン）

ファクス 092-632-5331

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

この公告の日から令和6年4月30日（火曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することが

できる。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
  - (2) 提出期限  
令和6年4月30日（火曜日）午後5時00分
  - (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県庁総務部会議室（地下1階）
  - (2) 日時  
令和6年5月1日（水曜日）午前10時00分
- 11 落札者が不在の場合の措置  
開札をした場合において落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,295,987部を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,295,987部を乗じて得た額の100分の5以上を保険金額とするも

の）を締結し、その証書を提出する場合

- イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは、「世帯への配布」業務に係る契約で、契約金額（単価契約の場合は、当該単価に配布実績部数を乗じた総額）が、見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,295,987部を乗じて得た額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）
- (2) 契約保証金  
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量4,295,987部を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量4,295,987部を乗じて得た額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合
- 13 入札の無効  
次の入札は、無効とする。  
なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札又は金額を訂正した入札
  - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
  - (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
  - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
  - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
  - (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札
  - (7) 金額の重複記載、誤字又は脱字があつて、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

#### 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

(1) The name of a contract matter  
Distributing Fukuoka Prefecture's Newsletter to households in Fukuoka City.

(2) Time Limit of Tender  
5 : 00 P. M. on April 30, 2024.

(3) Contact Point for the Notice :

Public Affairs Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office,  
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka - City, 812 - 8577, Japan  
TEL 092 - 643 - 3102

#### 公告

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 107 条第 1 項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第 114 条の 7 の規定により次のように公示する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B1500055	南大牟田介護医療院 大牟田市白井町 23 番地の 1	公益財団法人大牟田医療協会	令和 6 年 3 月 1 日

#### 公告

健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第 115 条第 2 号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 24 年厚生労働省令第 10 号）第 2 条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）第 140 条の 2 の規定により、次のように公告する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4011529106	医療法人つくし会病院 大野城市乙金三丁目 18 番 20 号	医療法人つくし会病院	令和 6 年 2 月 29 日

**公告**

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により次のように公示する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B3200027	医療法人つくし会病院 介護医療院 大野城市乙金三丁目18番20号	医療法人つくし会病院	令和6年3月1日

**公告**

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により次のように公示する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B3300017	医療法人光洋会 赤間病院 介護医療院 宗像市石丸一丁目6番7号	医療法人光洋会	令和6年3月1日

**公告**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第115条第2号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の2の規定により、次のように公告

する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4015219357	石田病院 嘉徳郡桂川町大字土師28番地	医療法人石田病院	令和6年2月29日

**公告**

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定により次のように公示する。

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	許可年月日
介護医療院	40B5700016	石田病院介護医療院 嘉徳郡桂川町大字土師28番地	医療法人石田病院	令和6年3月1日

**公告**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設から指定の辞退があったので、同法第115条第2号及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成24年厚生労働省令第10号）第2条の規定による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）第140条の2の規定により、次のように公告

令和6年3月12日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称又は氏名	辞退年月日
介護療養型医療施設	4016210405	久原内科医院 中間市蓮花寺一丁目 1 番 8 号	久原内科医院	令和 6 年 2 月 29 日
介護療養型医療施設	4011719202	医療法人西本内科医院 筑紫野市原田六丁目 8 番地 1	医療法人西本内科医院	令和 6 年 3 月 31 日
介護療養型医療施設	4012019529	福吉病院 糸島市二丈吉井4025番地 1	医療法人福吉病院	令和 6 年 3 月 31 日
介護療養型医療施設	4015311121	佐柳医院 田川郡香春町中津原507の 3	佐柳医院	令和 5 年 3 月 31 日
介護療養型医療施設	4015319157	糸田町立緑ヶ丘病院 田川郡糸田町3187番地	糸田町	令和 6 年 3 月 31 日
介護療養型医療施設	4015319397	医療法人古川病院 田川郡川崎町池尻296番地の 1	医療法人古川病院	令和 6 年 3 月 31 日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮若市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 測量の種類

公共測量（デジタルカラー撮影、地図情報レベル1000）

#### 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
宮若市全域	令和 6 年 1 月 31 日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、苅田町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 測量の種類

公共測量（航空写真撮影（写真地図作成））

#### 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
苅田町	令和 6 年 1 月 31 日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸島市泊土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

#### 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糸島市泊字カヘタの一部	令和 6 年 1 月 31 日

### 公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量、2級水準測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
北九州市門司区大字畑	令和 6 年 2 月 16 日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分をした年月日

令和 6 年 3 月 1 日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 A O Z O R A	田川市大字伊田3596-3 パサージュ新橋K 2 102号	大場 大助	令和 5 年 10 月 5 日 福岡県知事許可（般-4・5） 第110484号

3 処分の内容

土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、しゅんせつ工事、水道施設工事及び解体工事に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社 A O Z O R A は、同社の取締役が、令和元年12月23日に田川簡易裁判所から、刑法（明治40年法律第45号）第204条の規定により罰金30万円の略式命令を受け、令和 2 年 1 月 7 日にその刑が確定した。

これにより、建設業法第 8 条第12号に定める欠格要件に該当していたにもかかわらず、令和 4 年 4 月 21 日に建設業許可を更新申請する際、及び令和 5 年 8 月 10 日に管工事業に係る建設業許可を申請する際に、当該欠格要件に該当しないことを誓約する誓

約書等を提出し、いずれにおいても許可を取得した。

このことは、建設業法第29条第1項第7号に該当する。

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により大野城市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部公園街路課において公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画公園（令和 6 年 2 月 15 日大野城市告示第 3 号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字出シ丸3428番1及び3428番4から3428番6まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡須恵町大字植木1974番地2

安河内 将士

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福岡県個人番号利用事務系専用環境構築に関する賃貸借及び運用保守 72か月

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称  
福岡県企画・地域振興部情報政策課

(2) 所在地  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 落札者を決定した日  
令和 6 年 1 月 9 日

4 落札者の氏名及び住所  
(1) 氏名  
株式会社 Q T n e t

(2) 住所  
福岡市中央区一丁目 12 番 20 号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
66,000,000 円

6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

7 入札公告日  
令和 5 年 12 月 1 日

**公安委員会**

**福岡県公安委員会規則第 4 号**

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成 15 年福岡県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 福岡県東警察署の部小松町交番の項中「小松町交番」を「箱崎宮前交番」に、「箱崎 6 丁目 12 番 25 号」を「東浜 1 丁目 4 番 26 号」に改め、同部箱崎駅東交番の項を削り、同部八田交番の項の次に次のように加える。

箱崎駅東交番	福岡市東区筥松 2 丁目 16 番 8 号
--------	-----------------------

別表第 1 福岡県春日警察署の部春日原交番の項中「春日原南町 4 丁目 37 番地 6」を「春日原東町 2 丁目 52 番地 1」に改め、同表福岡県朝倉警察署の部宝珠山駐在所の項中「大字宝珠山 6411 番地 1」を「大字宝珠山 6322 番地」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 1 福岡県朝倉警察署の部宝珠山駐在所の項の改正規定 令和 6 年 4 月 5 日
- (2) 別表第 1 福岡県東警察署の部及び福岡県春日警察署の部春日原交番の項の改正規定 令和 6 年 4 月 8 日

**福岡県公安委員会告示第 46 号**

道路交通安全法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 4 第 1 項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成 2 年 9 月福岡県公安委員会告示第 92 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県公安委員会

表中	「 アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑 120 小 森 弘 詞	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑 120	を  に改める。
	「 アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑 120 小 森 敏 弘	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑 120	

**福岡県公安委員会告示第 47 号**

道路交通安全法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 4 第 1 項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成 2 年 12 月福岡県公安委員会告示第 133 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 12 日

福岡県公安委員会

表中

アイルモータースクール博多の森 糟屋郡志免町王子 1 - 28 - 16 小 森 弘 詞	アイルモータースクール博多の森 糟屋郡志免町王子 1 - 28 - 16
--	---

を

アイルモータースクール博多の森 糟屋郡志免町王子 1 - 28 - 16 小 森 敏 弘	アイルモータースクール博多の森 糟屋郡志免町王子 1 - 28 - 16
--	---

に、

アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120 小 森 弘 詞	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120
---	--------------------------------

を

アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120 小 森 敏 弘	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120
---	--------------------------------

に、

筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120 - 1 安 西 利 範	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120 - 1
--	-----------------------------

を

筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120 - 1 牛 嶋 一 巖	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120 - 1
--	-----------------------------

に改める。

**福岡県公安委員会告示第48号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

福岡県公安委員会

表中

筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120 - 1 安 西 利 範	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120 - 1
--	-----------------------------

を

筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120 - 1 牛 嶋 一 巖	筑紫野自動車学校 筑紫野市大字筑紫120 - 1
--	-----------------------------

に改める。

**福岡県公安委員会告示第49号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年3月福岡県公安委員会告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

福岡県公安委員会

表中

アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120 小 森 弘 詞	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120
---	--------------------------------

を

アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120 小 森 敏 弘	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120
---	--------------------------------

に改める。

**福岡県公安委員会告示第50号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（令和4年6月福岡県公安委員会告示第142号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月12日

福岡県公安委員会

表中

アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120 小 森 弘 詞	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120
---	--------------------------------

を

アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120 小 森 敏 弘	アイルモータースクール門司 北九州市門司区大字畑120
---	--------------------------------

に改める。

**福岡県公安委員会告示第53号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定に基づき、技能検定員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のように公示する。

令和6年3月12日

福岡県公安委員会

#### 1 審査の種類

技能検定員審査

#### 2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

#### 3 審査の方法

規則第4条第1項又は同条第2項に規定する審査方法によって実施する。

#### 4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和6年4月15日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神四丁目4番27号 ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和6年4月16日（火曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで			
令和6年4月22日（月曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで	技能	大野城市下大利三丁目2番20号 南福岡自動車学校	普通免許及び普通第二種免許
令和6年4月23日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		糟屋郡新宮町美咲一丁目5番53号 レインボーモータースクール福岡	大型二輪及び普通二輪免許
令和6年4月24日（水曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		北九州市門司区大字畑120番地 アイルモータースクール門司	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種、及び中型第二種免許

#### 5 審査の申請手続及び受付期間

##### (1) 審査の申請手続

#### ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る運転免許の種類	審査手数料
大型免許、中型免許及び準中型免許	23,400円
普通免許	19,500円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	14,700円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	21,500円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、84円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

#### イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

#### (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和6年4月1日（月曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和6年3月29日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

- (1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る技能検定員資格者証を受けていること。
- (3) 審査に合格した者に対しては、技能検定員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者は、技能検定員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続等の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係  
 郵便番号 811-1392  
 所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号  
 電話番号 092-566-2892

雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、次のとおり県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年3月12日

福岡県住宅供給公社理事長 中尾良教

- 1 福岡県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
福岡県住宅供給公社
- 2 福岡県に代わって管理を行う県営住宅等の名称  
福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第3条第2項の規定により告示する県営住宅等
- 3 福岡県に代わって行う県営住宅等の管理の内容
  - (1) 福岡県営住宅条例に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事務の内容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第6条第2項及び第3項	入居者の資格等に関する事務
第8条	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条第1項及び第2項	入居者の選考等に関する事務
第10条	入居補欠者に関する事務
第11条第2項、第4項及び第5項	入居の手続に関する事務
第12条	同居の承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条第3項	修繕費用の負担に関する事務
第25条	住宅を使用しないときの届出に関する事務
第27条	住宅の用途の制限に関する事務
第28条第1項及び第2項	住宅の増築等の制限に関する事務
第32条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡請求に関する事務
第34条	住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	期間通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第40条	住宅の検査に関する事務
第41条第1項、第6項及び第7項	住宅の明渡請求に関する事務
第53条	利用許可に関する事務
第56条	利用者の決定に関する事務
第57条	利用の手続に関する事務
第58条	利用内容の変更等に関する事務
第59条	利用許可の取消しに関する事務

第64条	駐車料等の収受に関する事務
------	---------------

- (2) 家賃及び敷金の収納に関する事務
  - (3) 県営住宅等の維持管理及び修繕に関する事務
  - (4) 県営住宅管理人に関する事務
- 4 福岡県に代わって県営住宅等の管理を行う期間  
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**西日本宝くじ事務協議会告示第 1 号**

当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2455 回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 6 年 3 月 12 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第 2455 回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
10万通 50組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から  
令和 6 年 4 月 23 日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和 6 年 4 月 26 日
- 7 当せん金支払開始日 令和 6 年 5 月 1 日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	10,000,000 円	2 本
前	後 賞	2,500,000 円	4 本
組	違 い 賞	100,000 円	98 本
2	等	300,000 円	100 本
3	等	30,000 円	1,000 本
4	等	5,000 円	5,000 本
5	等	1,000 円	50,000 本
6	等	100 円	500,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証券は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 2 号**

当せん金付証券法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2456 回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 6 年 3 月 12 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第 2456 回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
150万通

- 4 証 票 金 額 1 枚 200円  
 5 発 売 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から  
 令和 6 年 4 月 16 日まで  
 6 当せん金支払開始日 令和 6 年 4 月 1 日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	2,000,000 円	15 本
2 等	50,000 円	300 本
3 等	10,000 円	3,750 本
4 等	2,000 円	15,000 本
5 等	200 円	150,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 3 号**

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2457 回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 6 年 3 月 12 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第 2457 回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町 1 - 5 - 5

- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
 200万通  
 4 証 票 金 額 1 枚 200円  
 5 発 売 期 間 令和 6 年 4 月 17 日から  
 令和 6 年 5 月 7 日まで  
 6 当せん金支払開始日 令和 6 年 4 月 17 日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	5,000,000 円	6 本
2 等	50,000 円	80 本
3 等	10,000 円	1,200 本
4 等	2,000 円	12,000 本
5 等	200 円	600,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第 4 号**

当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、第 2458 回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和 6 年 3 月 12 日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第 2458 回西日本宝くじ

- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円  
10万通 35組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和6年4月24日から  
令和6年5月14日まで
- 6 抽せん日 令和6年5月17日
- 7 当せん金支払開始日 令和6年5月22日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	34 本
2 等	300,000 円	70 本
3 等	30,000 円	700 本
4 等	5,000 円	3,500 本
5 等	1,000 円	35,000 本
6 等	100 円	350,000 本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第5号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2459回西

日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2459回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和6年4月24日から  
令和6年5月14日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和6年4月24日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	20 本
2 等	50,000 円	200 本
3 等	10,000 円	8,000 本
4 等	2,000 円	20,000 本
5 等	200 円	200,000 本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第6号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2460回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2460回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和6年5月15日から  
令和6年6月11日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和6年5月15日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	60 本
2 等	50,000 円	200 本
3 等	10,000 円	4,000 本
4 等	2,000 円	20,000 本
5 等	200 円	200,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (2) 証票は転売できない。

## 西日本宝くじ事務協議会告示第7号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2461回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2461回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 350,000,000円  
10万通 35組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和6年6月5日から  
令和6年6月25日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和6年7月1日
- 7 当せん金支払開始日 令和6年7月6日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	20,000,000 円	1 本
前 後 賞	5,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	34 本
2 等	300,000 円	35 本
3 等	30,000 円	700 本

4	等	3,000 円	3,500 本
5	等	1,000 円	35,000 本
6	等	100 円	350,000 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第8号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2462回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2462回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 600,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和6年6月8日から  
令和6年6月25日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和6年6月28日
- 7 当せん金支払開始日 令和6年7月3日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	1,000,000 円	30 本
3 等	10,000 円	3,000 本
4 等	2,000 円	30,000 本
5 等	200 円	300,000 本
幸運のクーちゃん賞	30,000 円	1,200 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第9号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2463回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2463回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円

200万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 令和6年6月26日から  
 令和6年7月16日まで  
 6 当せん金支払開始日 令和6年6月26日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	3,000,000 円	4 本
2 等	50,000 円	280 本
3 等	10,000 円	2,400 本
4 等	2,000 円	10,000 本
5 等	200 円	600,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第10号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2464回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2464回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 500,000,000円  
 10万通 25組  
 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 令和6年6月26日から  
 令和6年7月7日まで  
 6 抽 せ ん 日 令和6年7月10日  
 7 当せん金支払開始日 令和6年7月15日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	24 本
2 等	1,000,000 円	50 本
3 等	10,000 円	2,500 本
4 等	2,000 円	25,000 本
5 等	200 円	250,000 本
女神の微笑み賞	10,000 円	250 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第11号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2465回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2465回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和6年6月26日から  
令和6年7月7日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和6年7月10日
- 7 当せん金支払開始日 令和6年7月15日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000 円	1 本
前 後 賞	2,500,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	29 本
2 等	300,000 円	90 本
3 等	10,000 円	900 本
4 等	5,000 円	3,000 本
5 等	1,000 円	30,000 本
6 等	100 円	300,000 本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

れらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2466回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2466回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 令和6年7月17日から  
令和6年8月13日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和6年7月17日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	20 本
2 等	50,000 円	200 本
3 等	10,000 円	8,000 本
4 等	2,000 円	20,000 本

5	等	200 円	200,000 本
---	---	-------	-----------

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第13号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2467回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2467回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円  
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 令和6年8月7日から  
令和6年8月27日まで
- 6 抽 せ ん 日 令和6年8月30日
- 7 当せん金支払開始日 令和6年9月4日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
-----	-------	-------

1	等	10,000,000 円	1 本		
前	後	賞	2,500,000 円	2 本	
組	違	い	賞	100,000 円	29 本
2	等	300,000 円	60 本		
3	等	10,000 円	600 本		
4	等	5,000 円	6,000 本		
5	等	1,000 円	30,000 本		
6	等	100 円	300,000 本		

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第14号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2468回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2468回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及 び 所 在 地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円  
200万通

- 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 令和6年8月14日から  
 令和6年8月27日まで  
 6 当せん金支払開始日 令和6年8月14日  
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	20 本
2 等	50,000 円	200 本
3 等	10,000 円	8,000 本
4 等	2,000 円	20,000 本
5 等	200 円	200,000 本

## 8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第15号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2469回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2469回西日本宝くじ  
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
 及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5

- 3 発売総額及び通数 700,000,000円  
 10万通 35組  
 4 証 票 金 額 1枚 200円  
 5 発 売 期 間 令和6年9月4日から  
 令和6年9月16日まで  
 6 抽 せ ん 日 令和6年9月20日  
 7 当せん金支払開始日 令和6年9月25日  
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	30,000,000 円	1 本
前 後 賞	10,000,000 円	2 本
組 違 い 賞	100,000 円	34 本
2 等	300,000 円	70 本
3 等	10,000 円	10,500 本
4 等	1,000 円	35,000 本
5 等	200 円	350,000 本
十 五 夜 賞	30,000 円	1,050 本

## 9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。  
 (2) 証票は転売できない。

**西日本宝くじ事務協議会告示第16号**

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2470回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2470回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 200,000,000円  
100万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 令和6年9月11日から  
令和6年10月1日まで
- 6 当せん金支払開始日 令和6年9月11日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000 円	10 本
2 等	50,000 円	100 本
3 等	10,000 円	4,000 本
4 等	2,000 円	10,000 本
5 等	200 円	100,000 本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第2471回西

日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

令和6年3月12日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島・岡山・熊本の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 名 称 第2471回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行  
及び所在地 東京都千代田区大手町1-5-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円  
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 令和6年9月25日から  
令和6年10月15日まで
- 6 抽せん日 令和6年10月18日
- 7 当せん金支払開始日 令和6年10月23日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000 円	1 本
前後賞	2,500,000 円	2 本
組違い賞	100,000 円	24 本
2 等	300,000 円	25 本
3 等	10,000 円	250 本
4 等	5,000 円	5,000 本
5 等	1,000 円	25,000 本
6 等	100 円	250,000 本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般継承人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。